

# 水道事業・公共下水道事業等

1	水道事業概況	418
2	事業計画	418
3	上水道	418
4	財務（水道事業）	426
5	簡易水道等	428
6	工業用水道事業概況	428
7	財務（工業用水道事業）	429
8	公共下水道事業概況	430
9	整備計画	431
10	公共下水道	431
11	財務（公共下水道事業）	437
12	地域下水道	439
13	令和6年度 主な新規事業	439

▶ 浄水場施設見学バーチャル動画



▶ 処理場施設見学バーチャル動画



# 水道事業・公共下水道事業等

## 1 水道事業概況

- (1) 本市の水道事業は、大正8年の通水以来、市政発展に伴う水需要に対応するため、水源開発や給水区域の拡張により市民の生活用水の確保に努めてきた。
- (2) 令和5年度末の給水件数は315,801件で、前年度に比べ642件(0.20%)増加した。また、給水人口は566,200人で前年度に比べ3,500人(0.61%)減少した。
- (3) 安全で良質な水を安定的に供給するため、引き続き給水区域内の水道施設の整備、更新を進めるとともに、災害の備えとして耐震化などに努めている。

## 2 事業計画

項 目	第1回水道整備事業		
目 標 年 度	令和13年度		
給 水 区 域	鹿児島市の区域		
事 業 費	2,636,313千円		
給 水 人 口	573,900人		
一日最大給水量	198,800m <sup>3</sup> /日		
一人一日最大給水量	347 ℓ/人・日		
施 設 能 力	291,400m <sup>3</sup> /日 (単位：m <sup>3</sup> /日)		
	区 分	水 源	
	表 流 水	(甲突川)	109,100
		(稻荷川)	39,700
		(万之瀬川)	30,000
	湧 水		74,220
	地 下 水		38,380
	伏 流 水		0
計		291,400	
工 事 期 間	令和5年2月～令和14年3月		

## 3 上水道

### (1) 給水状況

建設(認可)大正4年8月7日 給水開始 大正8年11月26日

項目	年度	令和4	令和5
	行政区域内人口(人)	(A)	587,699
給水人口(人)	(B)	569,700	566,200

項目	年度	令和 4	令和 5
給水普及率 (%) (B/A)		96.9	96.9
年間給水量 (m <sup>3</sup> ) (C)		61,009,920	60,147,567
有効水量 (m <sup>3</sup> ) (D)		58,677,939	58,009,922
有効率 (%) (D/C)		96.2	96.4
年間有収水量 (m <sup>3</sup> ) (E)		58,068,077	57,405,142
有収率 (%) (E/C)		95.2	95.4
一日最大給水量 (m <sup>3</sup> )		(1月26日) 188,949	(7月18日) 177,980
一日最小給水量 (m <sup>3</sup> )		(9月18日) 150,202	(8月9日) 147,197
一日平均給水量 (m <sup>3</sup> )		167,150	164,338
一人一日最大給水量 (ℓ)		331	313
一人一日平均給水量 (ℓ)		293	289

## (2) 用途別有収水量及び給水件数

(令和5年度)

用途別		有収水量 (m <sup>3</sup> )	割合 (%)	給水件数 (件)	割合 (%)
生活用水	一般家庭用	45,039,582	78.46	1,707,391	89.96
	家事兼営業用	611,242	1.07	18,108	0.95
	複合ビル用	272,382	0.47	9,131	0.48
	公衆浴場用	125,470	0.22	167	0.01
	小計	46,048,676	80.22	1,734,797	91.40
都市活動用水	官公署・学校用	1,760,153	3.06	12,335	0.65
	事務所用	756,298	1.32	28,142	1.48
	病院用	1,279,792	2.23	5,306	0.28
	営業用	6,967,012	12.14	113,853	6.00
	工場用	593,211	1.03	3,623	0.19
	小計	11,356,466	19.78	163,259	8.60
合計		57,405,142	100.00	1,898,056	100.00

## (3) 水道料金 (給水条例第16条)

### ① 水道料金表 (令和元.10.1改定:消費税等相当額の改定)

料金は、1か月について下表の基本料金と従量料金の合計額に100分の110を乗じて得た額 (1円未満の端数切り捨て)

月の中途において、水道の使用を開始・廃止等したときの基本料金は、日割りにより算定

種別	用途	口径別等	基本料金	従量料金		
				使用水量等	金額	
専用給水装置	一般用	13mm	700円	10m <sup>3</sup> までの分	1 m <sup>3</sup> について	45円
				10m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> までの分	//	120円
		20mm	1,220円	20m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> までの分	//	210円
				30m <sup>3</sup> を超える分	//	275円
		25mm	1,680円	50m <sup>3</sup> までの分	1 m <sup>3</sup> について	220円
		30mm	2,500円	50m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> までの分	//	245円
		40mm	4,460円	100m <sup>3</sup> を超える分	//	300円
		50mm	8,790円	1 m <sup>3</sup> について		300円
	75mm	20,460円				
	100mm	38,970円				
150mm以上	102,370円					
	公浴場 衆用	一般用に同じ		1 m <sup>3</sup> について	70円	
共用給水装置	一般用	1世帯について	700円	10m <sup>3</sup> までの分	1 m <sup>3</sup> について	45円
				10m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> までの分	//	120円
				20m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> までの分	//	210円
				30m <sup>3</sup> を超える分	//	275円
私設消火栓	消火用 演習用	1個について	1,500円	使用時間5分までごとに		2,200円

前表に該当しない料金は、使用水量 1 m<sup>3</sup>について435円を乗じて算出した額に100分の110を乗じて得た額（1円未満の端数切り捨て）

#### ② 料金の徴収方法

隔月の定例日に水道メーターを検針し、検針の結果得られた使用水量を、その日の属する月分及びその前月分として料金算定を行い、納入通知書又は口座振替のいずれかの方法で隔月徴収（口座振替で希望者は毎月徴収）する。

#### (4) 給水負担金（給水条例第25条）

（令和元.10.1改定：消費税等相当額の改定）

徴収対象：① 給水装置の新設又は改造の工事申込者

② 共同住宅における各戸メーターの新設、数若しくは口径の増加又は撤去の申込者

（注）各戸メーター：各戸検針及び各戸徴収を行うために設置するメーター

負担金：次の区分に応じる金額に100分の110を乗じて得た額

① 給水装置の新設の場合（②の場合を除く）

メーター口径と給水方式の区分に応じた下表の金額

② 各戸メーターの新設の場合

各戸メーターの数に下表上段の額を乗じた額の合計額

(注) 改造等工事の場合は、別に定める方法により算出する。

メーター口径 区分	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm以上
直結式給水(千円)	70	160	250	390	760	1,400	3,600	7,100	管理者が別に定める額
受水槽式給水(千円)	105	240	375	585	1,140	2,100	5,400	10,650	

#### (5) 工事負担金(給水条例第26条)

(令和元.10.1改定:消費税等相当額の改定)

- ① 配水管その他の水道施設(以下「配水管等」という。)の未設置又は配水能力が限界にある地域において、住宅団地の造成等により新規給水申込みがあった場合、新たに配水管等の設置を必要とするときは、工事負担金を徴収する。
- ② 工事負担金の額は、配水管等の設置及び配水能力の増強に要する費用並びにこれらに付随する費用の合計額に100分の110を乗じて得た額(1円未満の端数切り捨て)

#### (6) 施設の概要

##### ① 水源地・浄水場

(令和6.3.31現在)

所在地区別	名 称	水源種別	施設能力(m <sup>3</sup> /日)
吉 野	七 窪 水 源 地	湧 水	13,000
	滝 之 神 水 源 地	湧 水	17,400
	川 上 水 源 地	湧 水	4,100
	花 棚 水 源 地	湧 水	1,800
	花 棚 第 二 水 源 地	地 下 水	2,700
中 央	河 頭 浄 水 場	表 流 水	109,100
	滝 之 神 浄 水 場	表 流 水	39,700
	仁 王 堂 水 源 地	湧 水	1,900
	冷 水 水 源 地	湧 水	1,800
	福 昌 寺 水 源 地	湧 水	1,800
	日 当 平 水 源 地	湧 水	700
	新 郡 元 水 源 地	地 下 水	2,500
	宇 宿 水 源 地	地 下 水	1,800
	玉 里 水 源 地	地 下 水	1,600
	田 上 水 源 地	地 下 水	800
谷 山	平 川 浄 水 場	表 流 水	30,000
	影 原 水 源 地	湧 水	9,900
	五 ヶ 別 府 水 源 地	湧 水	3,800
	和 田 水 源 地	湧 水	2,200
	慈 眼 寺 水 源 地	湧 水	6,200
	谷 合 水 源 地	湧 水	4,500
	清 泉 寺 水 源 地	湧 水	3,400

所在地区別	名 称	水源種別	施設能力 (m <sup>3</sup> /日)
谷 山	影 原 第 二 水 源 地	地 下 水	3,000
	皇 德 寺 第 一 水 源 地	地 下 水	1,000
	皇 德 寺 第 三 水 源 地	地 下 水	1,000
	皇 德 寺 第 四 水 源 地	地 下 水	500
	皇 德 寺 第 五 水 源 地	地 下 水	700
	錫 山 水 源 地	地 下 水	250
東 桜 島	古 河 良 水 源 地	湧 水	210
	散 花 平 水 源 地	湧 水	500
	桜 島 口 水 源 地	湧 水	160
	小 浜 水 源 地	湧 水	280
	白 浜 水 源 地	地 下 水	600
吉 田	福 ヶ 野 水 源 地	湧 水	30
	早 田 尻 水 源 地	地 下 水	500
	牟 礼 岡 第 一 水 源 地	地 下 水	750
	牟 礼 岡 第 二 水 源 地	地 下 水	490
	牟 礼 岡 第 三 水 源 地	地 下 水	540
	白 坂 下 水 源 地	地 下 水	420
	山 神 山 水 源 地	湧 水	210
	狐 迫 水 源 地	地 下 水	300
	倉 谷 水 源 地	地 下 水	420
	芝 原 水 源 地	湧 水	600
南 ヶ 丸 水 源 地	地 下 水	650	
桜 島	藤 野 第 一 水 源 地	地 下 水	400
	藤 野 第 二 水 源 地	地 下 水	460
	藤 野 第 三 水 源 地	地 下 水	400
	武 第 一 水 源 地	地 下 水	390
	二 俣 第 一 水 源 地	地 下 水	320
	二 俣 第 二 水 源 地	地 下 水	320
喜 入	宮 坂 第 二 水 源 地	伏 流 水	100
	宮 坂 第 三 水 源 地	地 下 水	1,110
	宮 坂 第 四 水 源 地	地 下 水	900
	一 倉 第 二 水 源 地	地 下 水	120
	生 見 水 源 地	湧 水	750
	中 名 第 一 水 源 地	地 下 水	1,100
	中 名 第 二 水 源 地	地 下 水	1,600
	前 之 浜 第 一 水 源 地	湧 水	520
前 之 浜 第 二 水 源 地	地 下 水	700	

所在地区別	名 称	水源種別	施設能力 (m <sup>3</sup> /日)
喜 入	帖 地 第 二 水 源 地	地 下 水	700
	瀬 々 串 第 二 水 源 地	地 下 水	500
	瀬 々 串 第 四 水 源 地	地 下 水	500
	星 和 台 水 源 地	地 下 水	440
	小 田 代 第 二 水 源 地	地 下 水	150
松 元	松 元 春 山 第 一 水 源 地	地 下 水	350
	松元春山第三水源地第1地下水	地 下 水	450
	松元春山第三水源地第2地下水	地 下 水	420
	松元春山第四水源地第1地下水	地 下 水	700
	松元春山第四水源地第2地下水	地 下 水	700
	折 尾 第 一 水 源 地	地 下 水	200
	折 尾 第 二 水 源 地	地 下 水	460
	折尾第三水源地第1地下水	地 下 水	380
	折尾第三水源地第2地下水	地 下 水	380
	上谷口第一水源地第1地下水	地 下 水	420
	上谷口第一水源地第2地下水	地 下 水	450
	上谷口第二水源地第1地下水	地 下 水	300
	上谷口第二水源地第2地下水	地 下 水	300
	石 谷 第 一 水 源 地	地 下 水	160
	石 谷 第 二 水 源 地	地 下 水	190
	石 谷 第 三 水 源 地	地 下 水	370
	東 昌 第 一 水 源 地	地 下 水	180
	東 昌 第 二 水 源 地	地 下 水	260
	東 昌 第 三 水 源 地	地 下 水	200
	東 昌 第 四 水 源 地	地 下 水	400
郡 山	油 須 木 水 源 地	湧 水	750
	東 俣 第 二 水 源 地	地 下 水	210
	郡 山 第 二 水 源 地	地 下 水	890
	郡 山 第 三 水 源 地	湧 水	410
	常 盤 第 一 水 源 地	湧 水	480
	常 盤 第 二 水 源 地	湧 水	120
	西 有 里 第 一 水 源 地	地 下 水	550
	西 有 里 第 二 水 源 地	地 下 水	350
合 計	表流水 3 力所 178,800 (60.3%)		296,320
	湧 水 27 力所 77,520 (26.1%)		
	地下水 61 力所 39,900 (13.5%)		
	伏流水 1 力所 100 (0.1%)		

② 配水池（令和6.3.31現在）

名 称	有効貯水量（m <sup>3</sup> ）
石井手	70,000
河頭	39,000
平川	27,400
鳥越	11,130
滝之	9,000
影神	9,000
坂之上第	6,000
上之	5,410
原本	5,000
本城	5,000
桜ヶ丘	4,570
乙女塚	4,500
五ヶ別府	4,000
花野口	3,500
伊敷	3,600
大明ヶ丘	3,500
大吉	3,300
吉野	3,000
紫原第	4,000
野頭	3,000
西菖蒲	3,000
そその他	65,490
計	292,400

③ 導・送・配水管（令和6.3.31現在）

種 別	総延長（m）
導水管	77,300
送水管	227,146
配水管	3,154,872
計	3,459,318

(7) 建設改良事業の概況（令和5年度）

① 水道整備事業

（単位：円）

区 分	本年度施行内容	本年度事業費	着工年月日	完成年月日
河頭浄水場 ほか1場	電気設備更新, 機械設備更新ほか	985,781,183	3. 7. 13	7. 3. 7
星和台水源地 ほか3施設	機械設備更新, 電気設備新設, 影 原水源地調整池耐震補強ほか	133,325,140	4. 9. 9	(6. 4. 17)
有島ポンプ所 ほか3施設	機械設備更新, 電気設備新設	83,387,183	4. 6. 2	6. 11. 26
紫原第三配水池 ほか5施設	配水池築造, 電気設備更新ほか	614,498,244	4. 2. 1	(8. 1. 30)
導水管	口径：150mm 延長：254m	33,736,230	5. 8. 18	6. 2. 13
送水管	口径：50mm～300mm 延長：2,432m	270,635,648	4. 12. 2	6. 3. 11
配水管	口径：50mm～400mm 延長：9,417m	1,268,200,743	4. 6. 2	6. 3. 26
調査設計	実施設計	117,994,440	4. 11. 30	6. 3. 11
合 計		3,507,558,811		

( ) は完成予定年月日



## ② 水道改良事業

(単位：円)

区 分	本年度施行内容	本年度事業費	着工年月日	完成年月日
平川浄水場 ほか1場	浄化槽設備改良ほか	28,550,208	4. 8. 8	5. 5.26
滝之神水源地 ほか10施設	送水ポンプ改良ほか	57,554,462	5. 2.22	5. 9.15
花野口ポンプ所 ほか6施設	ポンプ室改良ほか	39,668,905	5.10.18	6. 3.15
東昌配水池 ほか10施設	配水池改良ほか	37,536,700	5. 9. 8	6. 2.22
送 水 管	口径：75mm～300mm 延長：513m	59,063,343	5.10. 5	6. 3.25
配 水 管	口径：50mm～200mm 延長：21,201m	1,627,517,355	4. 10.28	6. 3.25
調 査 設 計	実施設計	67,598,264	5. 3.10	6. 2.28
そ の 他	上下水道管路情報システム等保 守業務委託,水道料金システム更 新業務委託等	81,311,619	5. 4. 1	(7. 3.31)
合 計		1,998,800,856		

( ) は完成予定年月日

## ③ 営業設備費

(単位：円)

区 分	施行内容	事業費
営 業 設 備	機械及び装置,車両運搬具,工具, 器具及び備品	214,555,744

(単位：円)

総 合 計 ( ① + ② + ③ )	5,720,915,411
---------------------	---------------

## 4 財 務（水道事業）

### (1) 予算概要（令和6年度）

（単位：千円）

収 入		支 出	
款 項 目	予定額	款 項 目	予定額
収益的収入計	11,852,447	収益的支出計	10,346,800
1 水道事業収益	11,852,447	1 水道事業費	10,346,800
1 営業収益	11,086,526	1 営業費用	9,642,183
1 給水収益	10,725,932	1 原水及び浄水費	2,448,868
2 給水負担金	210,423	2 配水費	1,290,145
3 その他営業収益	150,171	3 漏水防止費	269,087
2 営業外収益	765,921	4 給水費	490,156
1 受取利息	307	5 業務費	556,203
2 補償金	1,169	6 総係費	593,242
3 他会計負担金	18,834	7 減価償却費	3,861,441
4 他会計補助金	7,484	8 資産減耗費	133,041
5 長期前受金戻入	675,418	2 営業外費用	689,683
6 雑収益	62,709	1 支払利息及び手数料	492,808
		2 消費税及び地方消費税	195,163
		3 雑支出	1,712
		3 特別損失	2,934
		1 過年度損益修正損	2,934
		4 予備費	12,000
		1 予備費	12,000
収支差引		1,505,647	
資本的収入計	3,146,361	資本的支出計	8,760,000
1 資本的収入	3,146,361	1 資本的支出	8,760,000
1 国庫補助金	175,002	1 建設改良費	6,010,043
1 国庫補助金	175,002	1 水道整備事業費	3,020,078
2 他会計補助金	92,499	2 水道改良事業費	2,897,077
1 一般会計補助金	92,499	3 営業設備費	92,888
3 企業債	2,510,600	2 企業債償還金	2,704,282
1 建設改良費等の財源に充てるための企業債	2,510,600	1 企業債償還金	2,704,282
4 工事負担金	324,144	3 その他資本的支出	25,675
1 工事負担金	324,144	1 国庫補助金返還金	25,675
5 消火せん設置負担金	42,147	4 予備費	20,000
1 消火せん設置負担金	42,147	1 予備費	20,000
6 庁舎改良負担金	1,969		
1 庁舎改良負担金	1,969		
○ 損益勘定留保資金等	5,613,639		
合 計	20,612,447	合 計	19,106,800

## (2) 各年度損益計算書（税抜）

（単位：千円）

科目	年度	令和4	令和5	令和6（予定）
1 営業収益		10,146,699	10,086,402	10,083,498
(1) 給水収益		9,848,840	9,774,415	9,750,847
(2) 給水負担金		190,530	206,215	191,293
(3) その他営業収益		107,329	105,772	141,358
2 営業費用		8,957,301	8,947,969	9,300,430
(1) 原水及び浄水費		2,037,066	1,972,136	2,272,319
(2) 配水費		987,549	1,034,677	1,210,163
(3) 漏水防止費		221,584	220,199	251,600
(4) 給水費		388,898	429,596	474,463
(5) 業務費		482,566	500,812	517,633
(6) 総係費		669,984	650,501	581,498
(7) 減価償却費		4,085,531	3,922,830	3,861,441
(8) 資産減耗費		84,123	217,218	131,313
営業利益		1,189,398	1,138,433	783,068
3 営業外収益		824,886	787,253	766,287
(1) 受取利息		726	539	307
(2) 補償金		1,902	1,963	1,169
(3) 他会計負担金		15,110	16,445	18,834
(4) 他会計補助金		11,778	9,407	7,484
(5) 長期前受金戻入		749,527	699,873	675,418
(6) 雑収益		45,843	59,026	63,075
4 営業外費用		522,542	515,091	498,886
(1) 支払利息及び手数料		519,897	491,307	492,808
(2) 雑支出		2,645	23,784	6,078
経常利益		1,491,742	1,410,595	1,050,469
5 特別利益		4,832	2,561	0
6 特別損失		5,268	2,509	2,672
7 予備費		0	0	10,909
当年度純利益		1,491,306	1,410,647	1,036,888

## (3) 各年度損益勘定収支概要（税抜）

（単位：千円，％）

区分	年度	令和元 (決算)	令和2 (決算)	令和3 (決算)	令和4 (決算)	令和5 (決算)
総収益	㊦	11,392,359	10,284,748	11,160,618	10,976,417	10,876,216
総費用	㊧	9,870,227	9,457,389	9,460,769	9,485,111	9,465,569
差引	㊦-㊧	1,522,132	827,359	1,699,849	1,491,306	1,410,647
収益率	㊦/㊧	115.4	108.7	118.0	115.7	114.9

## 5 簡易水道等

(令和6.4.1現在) 所轄：環境局

### (1) 簡易水道

0施設 給水戸数 0戸 給水人口 0人

### (2) 専用水道

①上水道を水源とするもの 4施設 給水戸数 1,095戸 給水人口 3,317人  
②その他のもの 32施設 給水戸数 5,560戸 給水人口 48,663人

### (3) 飲料水供給施設等

11施設 給水戸数 975戸 給水人口 1,771人

### (4) 管 理

簡易水道等は、それぞれ各地域の居住者で組織された組合が管理運営に当たっている。また、技術、維持管理等の指導は市で行っている。

なお、専用水道に関する監督権限は、平成3年10月1日に県から市に移譲された。

## 6 工業用水道事業概況

工業用水道事業は、一倉工業団地の開発に伴い、誘致企業への工業用水の供給のために旧喜入町によって設置され、平成元年から給水を開始した。

その後、平成16年11月1日の1市5町による合併に伴い、鹿児島市の工業用水道事業となった。

### (1) 沿革

時 期	実 施 項 目
昭和61年11月	工業用水道事業届出書を通商産業大臣に提出
昭和62年1月	工業用水道事業届出書の許可・工事開始
昭和63年12月	工事完了
平成元年3月	給水開始届出書等を通商産業大臣に提出
平成元年4月	喜入町工業用水道事業給水条例等を整備・給水開始
平成16年11月	工業用水道事業給水条例等を整備

### (2) 施設能力

1,680m<sup>3</sup>/日 (水源：地下水)

### (3) 基本使用水量

680m<sup>3</sup>/日 (令和6.4.1現在)

### (4) 工業用水道の料金 (工業用水道事業給水条例第19条)

(令和元.10.1改定：消費税等相当額の改定)

料金は、下表に定める基本料金の額及び超過料金の額の合計額に100分の110を乗じて得た額（1円未満の端数切り捨て）とし、1月ごとに使用者から徴収する。

料金の納付期限は、翌月の末日とする。

種 別	金 額
基本料金	基本使用水量1 m <sup>3</sup> について 35円
超過料金	超過使用水量1 m <sup>3</sup> について 67円

#### (5) 給水状況

項 目	年 度	
	令和4	令和5
給水事業所数（箇所）	4	4
給水件数（件）	4	4
年間契約水量（m <sup>3</sup> ）	321,200	248,880
年間総給水量（m <sup>3</sup> ）	223,720	226,515
一日平均給水量（m <sup>3</sup> ）	613	619
年間総有収水量（m <sup>3</sup> ）	223,720	226,515
年間総基本使用水量（m <sup>3</sup> ）	321,200	248,880
年間総超過使用水量（m <sup>3</sup> ）	1,151	5,232

## 7 財 務（工業用水道事業）

### (1) 予算概要（令和6年度）

（単位：千円）

収 入		支 出	
款 項 目	予定額	款 項 目	予定額
収益的収入計	9,682	収益的支出計	8,800
1 工業用水道事業収益	9,682	1 工業用水道事業費	8,800
1 営業収益	9,555	1 営業費用	8,496
1 給水収益	9,555	1 原水及び浄水費	6,981
2 営業外収益	127	2 業務費用	11
1 受取利息	5	3 総係費用	129
2 長期前受金戻入	122	4 減価償却費	1,375
		2 営業外費用	204
		1 消費税及び地方消費税	204
		3 予備費用	100
		1 予備費用	100
収支差引			882

(2) 各年度損益計算書

(単位：千円)

科目	年度	令和4	令和5	令和6(予定)
1 営業収益		12,451	9,061	8,686
(1) 給水収益		12,451	9,061	8,686
2 営業費用		6,950	5,746	7,841
(1) 原水及び浄水費		5,432	4,246	6,338
(2) 業務費		11	9	9
(3) 総係費		134	118	119
(4) 減価償却費		1,373	1,373	1,375
営業利益		5,501	3,315	845
3 営業外収益		134	131	127
(1) 受取利息		11	8	5
(2) 長期前受金戻入		123	123	122
経常利益		5,635	3,446	972
4 特別利益		5	0	0
5 特別損失		22	0	0
6 予備費		0	0	90
当年度純利益		5,618	3,446	882

令和4年度は消費税免税事業者につき、税込額。令和5年度以降は税抜額。

(3) 各年度損益勘定収支概要

(単位：千円，%)

区分	年度	令和元 (決算)	令和2 (決算)	令和3 (決算)	令和4 (決算)	令和5 (決算)
総収益	㊶	7,266	8,456	10,660	12,590	9,192
総費用	㊷	6,028	5,755	6,783	6,972	5,746
差引	㊶ - ㊷	1,238	2,701	3,877	5,618	3,446
収益率	㊶ / ㊷	120.5	146.9	157.2	180.6	160.0

令和4年度以前は消費税免税事業者につき、税込額。令和5年度は税抜額。

8 公共下水道事業概況

- (1) 本市の公共下水道は、汚水と雨水を別々に排除する分流式下水道を採用しており、家庭のトイレやお風呂で使った汚水は、汚水管を通過して処理場に流れていき、そこできれいな水にして川や海へ、雨水は側溝から雨水管きょを通過して川や海に放流している。
- (2) 本市の公共下水道事業は、昭和27年に事業着手して以来、市街地の発展とともに計画的に処理区域の拡大と水洗化の促進を行い、公共用水域の水質保全、生活環境の改善及び浸水の防除に努めてきた。
- (3) 令和5年度末の処理件数は26万886件で、前年度に比べて910件(0.35%)増加した。また、処理人口は45万8,200人で前年度に比べ2,800人(0.61%)減少した。
- (4) 良好な水環境と快適な生活環境の確保を図るため、引き続き計画的な処理区域の

拡大，既存施設の老朽化対策，地震及び浸水による自然災害への対策に取り組んでいる。

## 9 整備計画

項	目	第12次計画変更（一部変更）
目	標 年 度	令和6年度
排	除 方 法	分流式
計	画 区 域 面 積	7,467ha
事	業 費 (平成30～令和6年度)	244.2億円（汚水：125.9億円 雨水：118.3億円）
汚 水	計画処理区域内人口	472,000人
	計画1人1日最大汚水量	454ℓ
	計画1日最大汚水量	214,200m <sup>3</sup> /日
	処 理 場	2処理場
	汚 水 ポ ン プ 場	4中継ポンプ場
	堆 肥 化 施 設	下水汚泥堆肥化場
雨 水	雨 水 ポ ン プ 場	20雨水ポンプ場
	雨 水 貯 留 施 設	6雨水貯留施設

## 10 公共下水道

### (1) 処理状況

創設（認可）昭和27.5.7  
供用開始 昭和30.11.29

項 目	年 度	令和4	令和5
	行政区域内人口 (人) (A)		587,699
行政区域内面積 (ha)		54,761	54,761
処理区域内人口 (人) (B)		468,400	465,300
処理区域内面積 (ha)		7,115	7,127
下水道普及率 (%) (B/A)		79.7	79.7
年間有収水量 (m <sup>3</sup> )		53,277,010	52,890,298
年間処理水量 (m <sup>3</sup> )		59,247,848	59,067,847
一日平均処理水量 (m <sup>3</sup> )		162,323	161,388
一人一日平均 処 理 水 量 (ℓ)		352	350

## (2) 用途別有収水量及び処理件数

(令和5年度)

用 途 別		有収水量 (m <sup>3</sup> )	割 合 (%)	処理件数 (件)	割 合 (%)
生活用水	一般家庭用	37,339,560	70.60	1,436,683	91.66
	家事兼営業用	537,347	1.01	15,809	1.01
	複合ビル用	270,031	0.51	9,134	0.58
	公衆浴場用	1,796,582	3.40	200	0.01
	小 計	39,943,520	75.52	1,461,826	93.26
都市活動用水	官公署・学校用	1,799,058	3.40	8,138	0.52
	事務所用	689,938	1.30	24,531	1.56
	病院用	2,108,927	3.99	4,822	0.31
	営業用	6,918,359	13.08	65,341	4.17
	工場用	1,430,496	2.71	2,795	0.18
	小 計	12,946,778	24.48	105,627	6.74
合 計		52,890,298	100.00	1,567,453	100.00

## (3) 下水道使用料 (下水道条例第18条)

(令和元.10.1改定：消費税等相当額の改定)

使用料は、1か月について下表の基本料金と従量料金の合計額に100分の110を乗じて得た額 (1円未満の端数切り捨て)

月の中途において、公共下水道の使用を開始・廃止等したときの基本料金は、日割りにより算定

用 途	汚水種別	基本料金	従 量 料 金		
			排 除 汚 水 量	金 額	
一般用	第1種	390円	10m <sup>3</sup> までの分	1 m <sup>3</sup> について	41円
			10m <sup>3</sup> を超え 30m <sup>3</sup> までの分	//	87円
			30m <sup>3</sup> を超え 50m <sup>3</sup> までの分	//	128円
			50m <sup>3</sup> を超え 100m <sup>3</sup> までの分	//	134円
	第2種	490円	100m <sup>3</sup> を超え 200m <sup>3</sup> までの分	//	175円
			200m <sup>3</sup> を超え 500m <sup>3</sup> までの分	//	192円
			500m <sup>3</sup> を超え 1,000m <sup>3</sup> までの分	//	204円
			1,000m <sup>3</sup> を超える分	//	215円
公衆浴場用	第1種	390円	1 m <sup>3</sup> について	8円	
	第2種	490円			

(備考) 1「第1種」とは、専ら水道の水を使用し、又は水道の水と井戸等水道以外の水を併用して排除するものをいう。

2「第2種」とは、専ら井戸等水道以外の水を使用して排除するものをいう。



#### (4) 下水道事業受益者負担金

- ア 賦課対象区域 下水道整備計画区域のうち整備完了区域
- イ 賦課対象者 賦課対象区域内に存する土地の所有者又は権利者
- ウ 負担金の額 1㎡当たり 131円
- エ 負担金の納入方法 5年分割（年4回＝20回）又は一括納入

#### (5) 区域外流入分担金

- ア 徴収区域 都市計画事業の事業計画区域外から公共下水道に汚水を流入させる区域
- イ 徴収対象者 徴収区域内に存する土地の所有者又は権利者
- ウ 分担金の額 1㎡当たり 131円
- エ 分担金の納入方法 一括納入

#### (6) 水洗便所改造資金融資あっ旋制度

##### ① 融資あっ旋対象者

次の資格要件を有し、融資あっ旋依頼により金融機関で審査のうえ決定した者

- 改造工事に係る居住の用に供する建物の所有者又は所有者の同意を得た使用者
- 市税並びに下水道事業受益者負担金及び水道料金、下水道使用料を滞納していない者
- 本市に居住し独立の生計を営む20歳以上の連帯保証人1人以上がある者

##### ② 融資あっ旋限度額

工事に要した費用の範囲内において、くみ取り便所の便槽1槽又は浄化槽便所の浄化槽1基で便所1カ所の場合は30万円以内とし、2カ所以上の便所がある場合には、便所1カ所増えるごとに15万円を加算した額以内で、1万円単位とする。

##### ③ 融資あっ旋の条件（令和6年度）

###### ○融資利率（年利）

- ア くみ取り便所を処理開始の公示後3年以内に改造する場合 無利子
- イ 浄化槽便所を処理開始の公示後1年以内に改造する場合 無利子
- ウ 浄化槽便所を処理開始の公示後1年を超え3年以内に改造する場合 1.50%
- エ 処理開始の公示後3年を超えた日以後に改造する場合 2.50%

○償還回数 12回、24回、36回、48回、60回

○償還方法 (1) 融資を受けた翌月から元利均等又は元金均等の方法による月賦償還

(2) 償還は預金口座からの引落とし

##### ④ 融資取扱金融機関

鹿児島銀行・南日本銀行・鹿児島相互信用金庫・鹿児島信用金庫  
鹿児島県信用農業協同組合連合会・鹿児島興業信用組合  
鹿児島みらい農業協同組合

#### (7) 水洗便所改造資金助成制度

##### ① 助成金交付対象者

- 改造工事に係る居住の用に供する建物の所有者又は所有者の同意を得た使用者
- 下水道事業受益者負担金並びに水道料金及び下水道使用料を滞納していない者

○水洗便所改造資金融資あっ旋制度を利用せず改造工事を行う者

② 助成金の額（令和6年4月1日現在）

くみ取り便所の便槽1槽又は浄化槽便所の浄化槽1基につき17,000円

③ 助成金の交付条件

下水道整備区域で次の要件に該当するもの

○くみ取り便所を処理開始の公示後3年以内に改造する場合

○浄化槽便所を処理開始の公示後1年以内に改造する場合

(8) 施設の概要

① 処理場

(令和6.3.31現在)

処理施設の名称	処理方法	処 理 能 力		処 理 開 始
		事業計画(m <sup>3</sup> /日)	現 有 (m <sup>3</sup> /日)	
南部処理場	標準活性汚泥法	149,600	149,600	昭和54年7月2日
谷山処理場	標準活性汚泥法	76,000	53,200	平成12年5月1日
合 計		225,600	202,800	

② 汚水ポンプ施設（令和6.3.31現在）

名 称	揚 水 量	
	事業計画	現 有
大明ヶ丘中継ポンプ場	5.0m <sup>3</sup> /分	5.0m <sup>3</sup> /分
上町中継ポンプ場	13.0m <sup>3</sup> /分	17.7m <sup>3</sup> /分
野呂迫中継ポンプ場	0.6m <sup>3</sup> /分	0.6m <sup>3</sup> /分
吉野中継ポンプ場	0.6m <sup>3</sup> /分	0.9m <sup>3</sup> /分

③ 堆肥化施設（令和6.3.31現在）

名 称	処 理 能 力	
	事業計画	現 有
下水汚泥堆肥化場	110t/日	110t/日

④ 汚水管（令和6.3.31現在）

口径 50mm～2,400mm  
延長 2,212,197m

⑤ 雨水ポンプ施設（令和6.3.31現在）

名 称	揚 水 量	
	事業計画	現 有
錦江雨水ポンプ場	12.0m <sup>3</sup> /分	12.0m <sup>3</sup> /分
甲突雨水ポンプ場	90.0m <sup>3</sup> /分	90.0m <sup>3</sup> /分
甲突第1雨水ポンプ場	24.0m <sup>3</sup> /分	24.0m <sup>3</sup> /分
塩屋雨水ポンプ場	57.0m <sup>3</sup> /分	57.0m <sup>3</sup> /分
下荒田雨水ポンプ場	36.0m <sup>3</sup> /分	36.0m <sup>3</sup> /分
鴨池第1雨水ポンプ場	42.0m <sup>3</sup> /分	42.0m <sup>3</sup> /分

⑥ 雨水管きよ（令和6.3.31現在）

水路数 524水路  
延長 265,147m

鴨池第2雨水ポンプ場	24.0m <sup>3</sup> /分	24.0m <sup>3</sup> /分
真砂雨水ポンプ場	120.0m <sup>3</sup> /分	120.0m <sup>3</sup> /分
東清見第1雨水ポンプ場	12.0m <sup>3</sup> /分	12.0m <sup>3</sup> /分
東清見第2雨水ポンプ場	6.0m <sup>3</sup> /分	6.0m <sup>3</sup> /分
東清見第3雨水ポンプ場	36.0m <sup>3</sup> /分	36.0m <sup>3</sup> /分
東塩屋第1雨水ポンプ場	88.0m <sup>3</sup> /分	88.0m <sup>3</sup> /分
東塩屋第2雨水ポンプ場	60.0m <sup>3</sup> /分	60.0m <sup>3</sup> /分
東塩屋第3雨水ポンプ場	0.6m <sup>3</sup> /分	0.6m <sup>3</sup> /分
東塩屋第4雨水ポンプ場	6.0m <sup>3</sup> /分	6.0m <sup>3</sup> /分
西塩屋第1雨水ポンプ場	50.0m <sup>3</sup> /分	50.0m <sup>3</sup> /分
西塩屋第2雨水ポンプ場	6.0m <sup>3</sup> /分	6.0m <sup>3</sup> /分
桜川第1雨水ポンプ場	12.0m <sup>3</sup> /分	12.0m <sup>3</sup> /分
桜川第2雨水ポンプ場	12.0m <sup>3</sup> /分	12.0m <sup>3</sup> /分
和田雨水ポンプ場	87.0m <sup>3</sup> /分	87.0m <sup>3</sup> /分

⑦ 雨水貯留施設（令和6.3.31現在）

名 称	貯留容量	
	事業計画	現有
磯川雨水貯留施設	14,800m <sup>3</sup>	-
稲荷川雨水貯留施設	36,400m <sup>3</sup>	-
玉里中央公園雨水貯留施設	5,740m <sup>3</sup>	5,740m <sup>3</sup>
唐湊公園雨水貯留施設	960m <sup>3</sup>	960m <sup>3</sup>
田上公園雨水貯留施設	720m <sup>3</sup>	720m <sup>3</sup>
天神公園雨水貯留施設	3,980m <sup>3</sup>	3,980m <sup>3</sup>

(9) 建設改良事業の概況（令和5年度）

① 下水道建設事業

（単位：円）

区 分	本年度施行内容	本年度事業費	着工年月日	完成年月日
汚水管路施設	汚水管路施設 口径100~200mm 延長=5,390.30m	682,139,477	5. 1. 13	6. 3. 31
南部処理場	水処理散気設備更新, 脱水機設備更新ほか	648,989,349	3. 9. 6	(7. 1. 31)
調査設計等	実施設計等	114,734,339	5. 3. 13	6. 2. 29
合 計		1,445,863,165		

( ) は完成予定年月日

## ②下水道改良事業

(単位：円)

区 分	本年度施行内容	本年度事業費	着工年月日	完成年月日
汚水管路施設	汚水管路施設 口径100~2,400mm 延長=5,426.30m	912,868,752	4.11.21	6.3.11
大明ヶ丘中継 ポンプ場	直流電源設備改良	21,689,418	5.5.18	6.3.15
南部処理場	最初沈殿池防食	50,468,042	5.9.15	6.3.15
谷山処理場	送風機改良, 空気調和設備改良	33,572,153	5.5.17	6.2.29
下水汚泥 堆肥化場	トラックスケール改良	4,750,600	5.7.3	5.12.1
調査設計等	実施設計等	69,869,839	4.10.21	6.2.29
そ の 他	上下水道管路情報システム等保守業 務委託 ほか	40,603,649	5.4.1	6.3.31
合 計		1,133,822,453		

## ③雨水整備事業

(単位：円)

区 分	本年度施行内容	本年度事業費	着工年月日	完成年月日
雨水管きよ 施設	雨水管きよ施設 φ910~□3,200×2,500mm 延長=601.93m	705,465,309	4.10.28	6.3.25
雨水ポンプ場 施設	西塩屋第2雨水ポンプ場耐水化ほか	28,130,119	5.8.10	6.3.12
雨水貯留施設	稲荷川雨水貯留施設 工事用道路 延長=288.00m 大石様川水路第5支線 □1,200×1,200~1,200×1,500mm 延長=257.05m	512,191,210	4.9.9	6.2.26
調査設計等	実施設計等	110,291,252	4.7.22	6.3.8
合 計		1,356,077,890		

## ④ 営業設備費

(単位：円)

区 分	本年度施行内容	本年度事業費
営業設備費	機械及び装置, 車両運搬具, 工具, 器具及び備品	89,378,570

(単位：円)

総 合 計 ( ① + ② + ③ + ④ )	4,025,142,078
-------------------------	---------------

# 11 財 務（公共下水道事業）

## (1) 予算概要（令和6年度）

（単位：千円）

収 入		支 出	
款 項 目	予定額	款 項 目	予定額
収益的収入計	10,195,983	収益的支出計	10,177,400
1 下水道事業収益	10,195,983	1 下水道事業費用	10,177,400
1 営業収益	6,739,532	1 営業費用	9,590,347
1 下水道収益	6,168,029	1 管 ぎ よ 費	574,003
2 雨水処理負担金	547,051	2 処 理 費	2,785,748
3 その他営業収益	24,452	3 業 務 費	254,902
2 営業外収益	3,456,451	4 排 水 費	111,854
1 受 取 利 息	176	5 総 係 費	345,986
2 補 償 金	33,529	6 雨 水 費	350,496
3 国 庫 補 助 金	47,300	7 減 価 償 却 費	4,839,429
4 他 会 計 負 担 金	10,250	8 資 産 減 耗 費	327,929
5 他 会 計 補 助 金	321,633	2 営業外費用	575,900
6 堆肥化製品販売収益	14,071	1 支払利息及び手数料	570,220
7 消費税及び地方消費税還付金	56,454	2 雑 支 出	5,680
8 長期前受金戻入	2,970,326	3 特 別 損 失	2,153
9 雑 収 益	2,712	1 過年度損益修正損	2,153
		4 予 備 費	9,000
		1 予 備 費	9,000
収支差引			18,583
資本的収入計	6,515,570	資本的支出計	9,128,000
1 資本的収入	6,515,570	1 資本的支出	9,128,000
1 国庫補助金	1,282,993	1 建設改良費	5,730,504
1 国庫補助金	1,282,993	1 下水道建設事業費	1,881,872
2 他会計負担金	2,053,269	2 下水道改良事業費	1,384,729
1 一般会計負担金	2,053,269	3 雨水整備事業費	2,434,394
3 企業債	3,100,800	4 営業設備費	29,509
1 建設改良費等の財源に充てるための企業債	3,100,800	2 企業債償還金	3,388,427
4 受益者負担金	12,071	1 企業債償還金	3,388,427
1 受益者負担金	12,071	3 庁舎改良負担金	1,969
5 工事負担金	55,902	1 庁舎改良負担金	1,969
1 工事負担金	55,902	4 その他資本的支出	100
6 分担金	215	1 返 還 金	100
1 区域外流入分担金	215	5 予 備 費	7,000
7 補 償 金	10,320	1 予 備 費	7,000
1 補 償 金	10,320		
○損益勘定留保資金等	2,612,430		
合 計	19,323,983	合 計	19,305,400

## (2) 各年度損益計算書（税抜）

（単位：千円）

科目	年度	令和4	令和5	令和6（予定）
1 営業収益		6,154,957	6,196,330	6,178,573
(1) 下水道収益		5,633,131	5,642,289	5,607,299
(2) 雨水処理負担金		494,255	530,169	547,051
(3) その他営業収益		27,571	23,872	24,223
2 営業費用		8,996,172	8,678,444	9,281,155
(1) 管きよ費		453,163	472,920	532,382
(2) 処理費		2,429,293	2,329,730	2,569,178
(3) 業務費		222,150	227,269	236,612
(4) 排水費		102,301	106,254	111,376
(5) 総係費		397,379	313,669	340,633
(6) 雨水費		221,802	294,453	325,616
(7) 減価償却費		5,027,984	4,883,693	4,839,429
(8) 資産減耗費		142,100	50,456	325,929
営業損益		△2,841,215	△2,482,114	△3,102,582
3 営業外収益		3,584,340	3,363,435	3,398,886
(1) 受取利息		450	327	176
(2) 補償金		573	5,068	33,529
(3) 国庫補助金		46,475	41,595	47,300
(4) 他会計負担金		9,033	8,466	10,250
(5) 他会計補助金		455,112	379,814	321,633
(6) 堆肥化製品販売収益		11,417	10,840	12,786
(7) 長期前受金戻入		3,053,159	2,908,917	2,970,326
(8) 雑収益		8,121	8,408	2,886
4 営業外費用		653,405	613,566	606,066
(1) 支払利息及び手数料		628,059	586,118	570,220
(2) 雑支出		25,346	27,448	35,846
経常損益		89,720	267,755	△309,762
5 特別利益		11,587	1,729	0
6 特別損失		7,203	1,568	1,961
7 予備費		0	0	8,181
当年度純損益		94,104	267,916	△319,904

## (3) 各年度損益勘定収支概要（税抜）

（単位：千円，％）

区分	年度	令和元 （決算）	令和2 （決算）	令和3 （決算）	令和4 （決算）	令和5 （決算）
総収益 ①		7,933,927	10,225,450	9,811,788	9,750,884	9,561,494
総費用 ②		7,675,416	9,725,001	9,289,619	9,656,780	9,293,578
差引 ①－②		258,511	500,449	522,169	94,104	267,916
収益率 ①／②		103.4	105.1	105.6	101.0	102.9

※令和2年度から、公共下水道事業（雨水）に地方公営企業法を適用。

下水道事業に係る経費負担区分「雨水公費・汚水私費」の原則により、雨水に関する支出は、全て雨水に関する収入（国庫補助金や一般会計からの負担金など）で賄われている。

## 12 地域下水道

所轄：環境局

名 称	牟礼岡団地地域下水道	松陽台地域下水道
処 理 区 域	牟礼岡一～三丁目の全部, 宮之浦町の一部	松陽台町の全部
処 理 開 始	昭和53年5月	平成16年8月
処理対象人口	4,400人(約1,400世帯)	2,400人(約700世帯)
処 理 方 法	公共下水道に接続	回分式活性汚泥法
処 理 能 力	1,400m <sup>3</sup> /日	900m <sup>3</sup> /日
処 理 件 数	1,152件(令和6.4.1現在)	624件(令和6.4.1現在)

## 13 令和6年度 主な新規事業

### (1) 堆肥化製品ペレット(造粒)化事業(公共下水道事業)

堆肥化製品の安定的な販売につなげるため, サツマソイルをペレット化して撒きやすい肥料とし, 利用者にサンプルを無償提供するとともにアンケート調査を行う。

### (2) 「菌体りん酸肥料」登録事業(公共下水道事業)

現在の堆肥化製品(サツマソイル)について, 肥料成分を保証する公定規格である「菌体りん酸肥料」として新たに登録することにより, 安定的な販売につなげる。